

保険金支払対象期間は、対象となる事故と保険の対象ごとに下表のとおりとなります。なお、(1)～(10)の事故については保険金支払対象期間の限度を12か月間、6か月間、3か月間、1か月間からお選びいただけます。

■ 補償プラン表 ■		保険金支払対象期間				
お支払対象となる事故 以下の事故により、保険の対象に生じた損害によって休業したために生じた損失に対して、損害保険金をお支払いします。		占有物件	隣接物件	ユーティリティ設備	直接仕入先・納品先物件 ^{*7}	保険金支払対象期間の限度
 (1)火災、落雷、破裂・爆発		事故発生日から復旧した日まで		事故発生の翌日から復旧した日まで		
 (2)風災、雹災、雪災	占有物件、隣接物件、ユーティリティ設備については、表下*1が適用されます。	事故発生の翌日から復旧した日まで				
 (3)給排水設備事故の水濡れ等 ^{*2}	 (4)騒擾、労働争議等	事故発生日から復旧した日まで				
 (5)車両・航空機の衝突等						
 (6)建物の外部からの物体の衝突等 ^{*3}	 (7)盗難	事故発生の翌日から復旧した日まで				
 (8)水災						
 (9)電氣的・機械的事故 ^{*4}	建物または屋外設備装置に付属する空調機やエレベーター等が(9)の補償の対象となります。	事故発生の翌日から復旧した日まで		補償しません	事故発生日から起算して3日を経過した日から復旧した日まで	12か月間 6か月間 3か月間 1か月間 からお選びいただけます。
 (10)その他偶然な破損事故等 ^{*5}						
 (11)食中毒 ^{*6}		事故発生日から行政による営業停止等の処置が解除された時まで	補償しません		事故発生日から起算して3日を経過した日から行政による営業停止等の処置が解除された時まで	30日間

*1 建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分が風災、雹災、雪災によって破損したために保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失に限ります。

*2 給排水設備に生じた事故や被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ等をいいます。なお、給排水設備自体に損害が生じた結果、営業が休止または阻害されたことによって生じた損失は補償の対象となりません。

*3 建物または保険の対象である建物に付属する門、塀もしくは垣に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊をいいます。

*4 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用(ショート、アーク、スパーク、過電流等)や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。

*5 上記(1)～(9)、(11)の事故以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。

*6 占有物件における食中毒の発生や、占有物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生等をいいます。

*7 直接仕入先および納品先物件補償特約を付帯する場合に補償の対象となります。詳細は特徴6をご確認ください。